



第13回通常総会を開催

第13回通常総会を6月23日、会津若松ワシントンホテルで開催し、役員改選で遠藤久会長（遠藤総合経営センター）を再任しました。

（関連記事2～3ページに掲載）

総会には来賓・会員あわせて約90名が出席し、遠藤会長が挨拶、ご来賓から祝辞を頂いたあと議事に入り、全ての議案が原案どおり承認されました。（関連記事2～3ページに掲載）



第13回通常総会を6月23日、会津若松ワシントンホテルで開催し、役員改選で遠藤久会長（遠藤総合経営センター）を再任しました。



竹田 秀様

【退任役員（就任10年以上）】
竹田 秀様（竹田健康財団）
鈴木 勝人様（鈴木勝人税理士事務所）
猪俣 道夫様（米夢の郷）
渡部 英一様（みなどや）



大関喜八郎様

【福利厚生制度推進】
大関喜八郎様（大同生命会津営業所）
後藤 将成様（大同生命会津営業所）



後藤将成様



遠藤 久様

▽感謝状表彰
【会員増強（年間3社以上加入）】
遠藤 久様（遠藤総合経営センター）
弓田 八平様（弓田建設）
後藤 将成様（大同生命会津営業所）



和やかに会員懇談会開く
総会終了後の会員懇談会では室井照平会津若松市長から祝辞をいただき、渡邊泰夫顧問の発声で乾杯し、会員同士の懇親を深めました。

【会津若松税務署長表彰】
竹田 秀様（竹田健康財団）
鈴木 勝人様（鈴木勝人税理士事務所）
猪俣 道夫様（米夢の郷）



渡部英一様



猪俣道夫様

令和7年度事業計画

『基本方針』

1. 経営者の団体である法人会は税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する。

2.

健全な納税者団体として、事業の公益性と社会貢献度を高めるとともに、会員増強運動を推進し、組織の強化拡大を図る。

3.

税務当局との連絡協調をはかり、納税者と税務当局の相互理解の醸成に努めるとともに、税務行政の円滑な運営に寄与するための事業を行う。

4.

租税に関する調査研究を行い、適正公平な税制の確立と租税負担の軽減を図るための提言活動を行う。

5.

会員企業及び地域社会の発展のため、講演会及び研修会等を積極的に実施し、且つ各種情報の迅速な提供に努める。

『事業活動』

1. 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

- 税知識の普及を目的とする事業
- 納税意識の高揚を目的とする事業
- 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

2.

地域企業の健全な発展に資する事業

3.

地域社会への貢献を目的とする事業

4.

会員の福利厚生等並びに交流に資するための事業

5.

その他本会の目的達成のために必要な事業

6.

合計 25,410,795

受取会費 13,277,900
52.3%

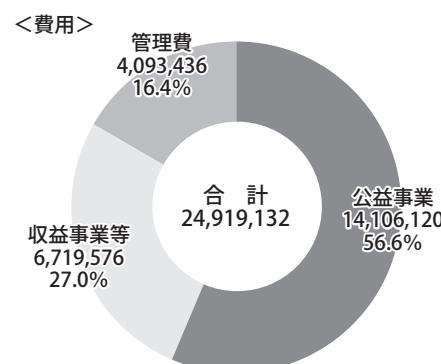
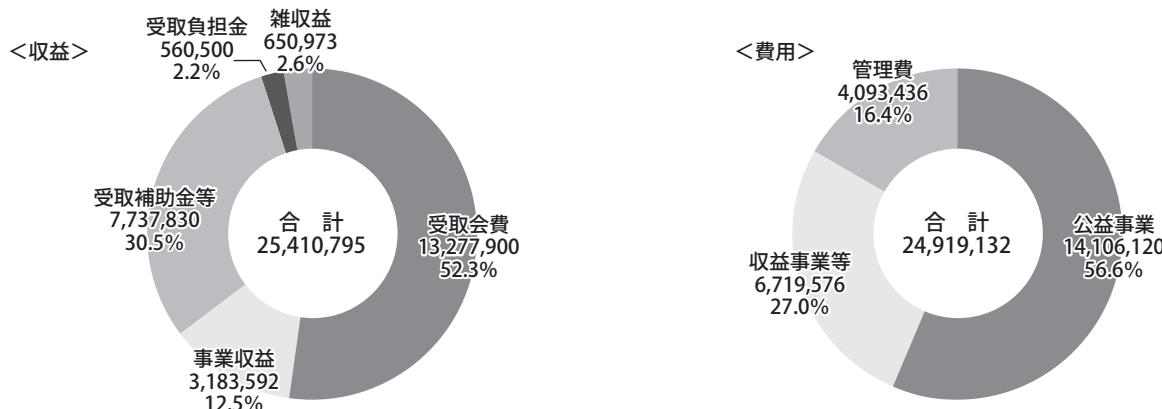
事業収益 3,183,592
12.5%

受取補助金等 7,737,830
30.5%

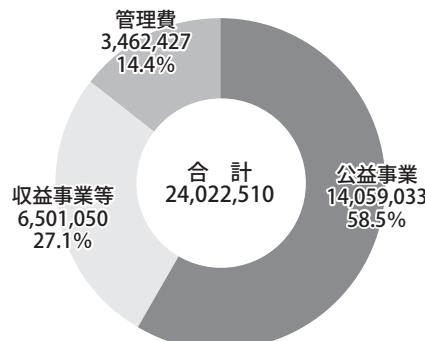
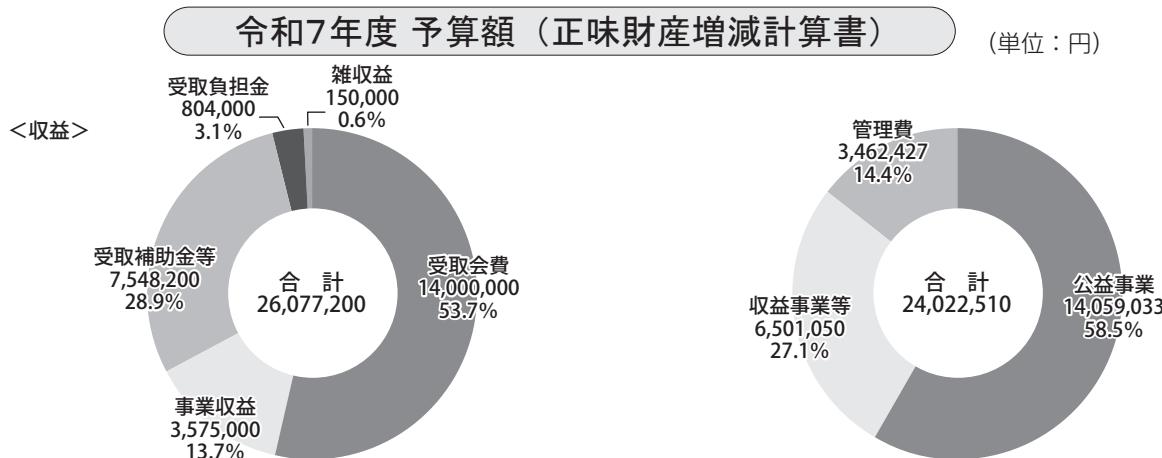
受取負担金 560,500
2.2%

雑収益 650,973
2.6%

(単位：円)



(単位：円)



総会の詳しい議案は会津若松法人会ホームページ「情報公開」からご覧になります

◆ 役員名簿 ◆

支部名	役職名	事業所名		氏名
		会長	副会長	
会津若松	会津若松	吉原裕二	吉原裕二	遠藤久
会津坂下	会津坂下	吉原裕二	吉原裕二	弓田八平
猪苗代	猪苗代	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
会津若松	会津若松	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
西部	西部	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
美里	美里	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
※猪苗代	※猪苗代	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
会津坂下	会津坂下	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
会津坂下	会津坂下	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
柳津測量設計	柳津測量設計	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
渡部電気工業	渡部電気工業	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
株城南建設	株城南建設	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
(株)会津タムラ製作所	(株)会津タムラ製作所	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
山十建設	山十建設	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
小柴社会保険労務士事務所	小柴社会保険労務士事務所	吉原裕二	吉原裕二	吉原信吾
小柴	滝沢	高梨	笠間	遠藤
繁徳	康成	宣浩	裕一	春幸
				天野俊彦
				鈴木義文
				添田英幸
				菅家忠洋
				四家邦博
				武藤公一
				新城猪之吉
				満田盛護
				山本真一
				丸善商事
				(株)高田燃料
				金子建設
				渡部産業
				坂下清掃
				(株)マコト精機
				(株)弓田建設

第 20 回ゴルフコンペのご案内

- 日 時 令和7年8月30日（土）午前8時～ アウト・イン同時スタート
 - 会 場 会津磐梯カントリークラブ（河東町八田 TEL：0242-94-2011）
 - 参 加 費 会員 3,000円／会員外 4,000円

三 詳しくは事務局へお尋ねください 三

(公社)会津若松法人会 電話0242-22-5821



会津若松税務署からのお知らせ

令和七年七月十日付で、国税庁、仙台国税局の人事異動が発令されました。当署における主な異動は次のとおりです。

【新任】 () は前勤務地 【転任】 () は新勤務地 (敬称略)

署長 近藤拓弥(国税庁) 署長 佐伯 保(仙台国税局)

総務課長 千葉昌史(相馬税務署) 総務課長 森俊和(仙台中税務署)

総務課長補佐 細谷裕治(会津若松税務署) 総務課長補佐 柴田拓(須賀川税務署)

徴収部門統括官 西川年明(福島税務署) 徴収部門統括官 阿部隆(山形税務署)

個人課税第一部門総括上席 高橋健(郡山税務署) 個人課税第一部門総括上席 小泉文人(秋田南税務署)

法人課税第一部門総括上席 菊池章満(相馬税務署) 法人課税第二部門統括官 柴崎義幸(相馬税務署)

法人課税第二部門統括官 佐々木和黄(仙台中税務署) 酒類指導官 浦山智広(福島税務署)

酒類指導官 渡邊哲也(郡山税務署)



基礎控除の見直し等について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます(令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません)。

詳しくは、国税庁HPの特設ページを御確認ください。

(国税庁HP特設ページ)

年末調整の電子化

もう書類は必要ありません!

従業員も 勤務先も
メリットたくさん!

年末調整をもっと手軽に!
詳細はホームページへ



国税庁

年末調整 電子化



年末調整説明会のお知らせ(予告)

日時 11月10日(月) / 11日(火) いずれも午後1時30分より
場所 アピオスペース(会津若松市インター西90 TEL 0242-37-2801)

~詳しくは追ってご案内申し上げますので、ご予定おきください~

(公社)会津若松法人会 電話 0242-22-5821

やさしい税金教室Q&A【くらしの税金】

～事業の税金～

Q；消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）とは、どのような制度でしょうか。

令和5年10月より、いわゆるインボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されました。この制度では、登録を受けた適格請求書発行事業者が交付する適格請求書（インボイス）と、一定の事項を記載した帳簿の保存が、仕入税額控除の要件となります。

（1）適格請求書（インボイス）とは

適格請求書（インボイス）とは、登録番号、適用税率、税率ごとに区分して合計した消費税額を伝えるものであり、請求書、領収書、レシート等、名称は問いません。

（2）インボイス発行事業者

インボイスを発行することができるは、インボイス発行事業者に限られます。インボイス発行事業者となるためには、所轄税務署長に申請書を提出し、登録を受ける必要があります。なお、消費税の申告を行っている課税事業者でなければ、登録を受けることができません。インボイス発行事業者は、免税事業者の取り扱いはなく、消費税の申告が必要となります。

インボイス発行事業者の氏名又は名称、登録番号等は、国税庁の「適格請求書発行事業者公表サイト」を通じて、公表されています。

（3）小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者になった事業者は令和5年10月1日から令和8年分の申告において、納付税額を売上に係る消費税額の2割とすることができます（いわゆる2割特例）。2割特例の適用に当たっては事前の届出は必要なく、消費税の申告書に2割特例の適用を受ける旨を付記することで適用を受けることができます。

その他の特例（インボイスの交付義務免除）や仕入税額控除の経過措置（8割控除・5割控除）も設けられています。

詳しくは、日本税理士会連合会Webサイト
「適格請求書保存方式（インボイス制度）」を、
御覧ください。



日本税理士会連合会ホームページ「やさしい税金教室（令和6年度版）」より抜粋

～困ったときは、お近くの税理士に相談しましょう～
記事提供：東北税理士会会津若松支部



決算説明会 ⑤4/16(アピオスペース)、⑥5/14(法人会会議室)



4/18猪苗代支部・第10回土津神社クリーンアップ事業



4/26東山院内御廟清掃



5/20第1回理事会 (ホテルニューパレス)



4/28総務委員会 (法人会会議室)



5/7税制委員会 (法人会会議室)

支部報告会



6/2 会津坂下支部（三澤屋）



6/6 猪苗代支部（世界のガラス館）



6/3 美里支部(まるこし食堂)



6/25 西武支部(栄光館)

部会報告会



6/13 経理研究部会(ルネッサン中の島)



6/18 青年部会（ゑびす亭）



6/24 女性部会（ルネッサンス中の島）

租税教室



5/13 日新小（児童数 59 名）



5/14 ザベリオ学園小（児童数 26 名）



5/23 行仁小（児童数 43 名）

経営力は、経営者やリーダーのリーダーシップそのものであるといつても過言ではありません。リーダーシップというのは大きな意味で、「指導力」のことです。「感化力」と言つてもいいでしよう。かの有名な「マネジメントの神」と言われているP・F・ドラッカーは、「リード

3つのポイント

「魂の器」、要するに器量が大きい人ほど将来性があるように思います。

現時点でも同じレベルであつても、魂に広がりのある人の方は、将来、更に発展し、もつともつと大きな指導者になっていく可能性を秘めています。

一方、狭い人の方は、ある程度のところで発展が止まる可能性があると思います。

器量の差、魂の器の差、というものは、どれだけ多くの人を受け入れられるか、

器量の大きさは、生まれながらの資質もあるかもしれませんのが、経験や学習などで大きくなるものです。資質があつても与える愛（他人の幸福を考える）の実践がなければその器は大きくなりません。

田舎で静かに生活している人と、激動している現代社会の波にもまれながら仕

ということです。
もちろん指導者としての
教養や指導力は必要ですが、
魂の器という意味はそういう
ことです。そしてその差
は、多くは経験から來ると
思われます。

● 魂(心)の器と指導力 ●

差が出ると同時に、各部署のリーダーによつてもその部署の盛衰が決まります。

「企業の盛衰はリーダー

様々な考えはあると思いますが、ここではその要因を3つ挙げていきます。参考になれば幸いです。

リーダーシップに必要なのは力の強さではなく『人格を高めること』としています。リスマ性ではなく『人間性』を高めることで、社員のモチベーションを高めることができます。

「人格が高い」リーダーとはどういう人でしょうか。なぜ同じリーダーでも差がつくのでしょうか。その差はどこから来るのでしょ
うか。

「公的幸福」と「私的幸福」ということです。

●「**私的幸福**」か
それは、
ぜひ知つておかなければな
らないことがあります。

●『私的幸福』から『公的幸福』へ●

う3人で立ち上げます。その時に功を焦つてすぐ大きくしようとする必失敗します。

原因の一つは経営者の魂の器がついていけないことです。少しづつ自分を鍛えます。

えられるかを考えることです。自分一人の満足だけでは成り立ちません。いろんな人との接触面積が広くなれば、他の人に愛を与えることも多くなるということです。

事をしている人とでは、魂の器は大きく違ってきます。その量が、やがて大きな仕事をしていくことにつながると思います。

一つの事例として、素晴らしいスキルと志をもつてベンチャーエンタープライズを起こす人がいたとします。はじめは自分一人から、あるいは2

社員やその家族、お客様、取引先など関係者の人たちに、経済的、精神的、社会的などの満足感をいかに与

歴史に残る成功者は、「公的幸福」の実践者であつたといえるでしょう。

それでは「私的幸福」はどういうものであるかといふと、宗教的な言い方をすると「悟りの幸福」ということになります。

「悟りの幸福」とは、知識を智慧に変え、自分とい

う人間を知りえて、その視点でもって、世界を解明しえたという幸福感です。

そして、生かされていることが魂の喜びになり、その喜びは行動へと転化していきます。

その行動は周りの人に対する「与える愛」として現れます。そして、世の中を変えていきたくなるのです。

「私的幸福」を欲求の満足 例えれば、おいしいものを食べたり、欲しいものを手に入れるだけの物的満足とするのであれば、本当の心からの喜びではありません。むしろ逆で、物的満足や自己保身でやっている限り、「私的幸福」は絶対に訪れない、ということです。

特に指導者にとつては、以下の5つは、必要な武器と言えるのではないかと思います。

「私的幸福」は公的幸福の途上にある、ということです。そして、「私的幸福感」のある人、すなわち、幸せな人こそ、世の中の役に立てる、ということです。

● 発揮するための5つの武器 ●

若い人は、志が高く世の中の役に立とうとしても、なかなか役に立つだけの武器が十分ではありません。

武器という言葉は適切かわかりませんが、要するに、自分が世の中の役に立つたための手段ということです。

武器とは、自分の専門性や特性、知識やスキルのことでですが、ここでは広い意味で、「条件」という意味でもあります。

「徳」と言つてもいいかもしれません。

あるいは「人格」を形成する基と言つてもいいかもしません。

特に指導者にとつては、以下の5つは、必要な武器と言えるのではないかと思います。

礼儀正しさというのは、世の中で一番その人を判定するための重要な基準の一つです。礼儀ができるいない人は、

どで、「智慧」とは「本質を追究する姿勢」です。

「どうしたら正しい経営の追求心です。

人が近寄ってくれません。日本人は特に礼儀にうるさいことも知つておくべきです。

また、「節度」も非常に重要です。「節度」とは「わきまえる・ほどよく適切」などの意味で、日本人の品性に合っています。

「礼儀」と「節度」が合わさつて「礼節」と言い、「人格」を形成します。

人から信じられることでれば指導者として失格です。人のつながりを大切にして、人のために何ができるかを常に考えて実践していくことです。「智慧」の追求です。

正直に素直に謙虚さが大事です。明るさも大切です。

「信」を身に付ける根底にあるものは「愛」です。そして、「礼節」によつて「信」を得られるのです。

これを追求することは、正しさを追求することです。悪を避け、正義を貫くことです。

礼儀正しさは、指導者としての核の部分です。頭の良さ、知識の豊富さな

また経営においても「正しい経営」を追究していくなければなりません。

「正義なき経営は反社会的」です。

また、指導者としても当然正しい指導方法でなければなりません。

「義」があつて、「志」や「信」につながるのです。

これは勇気や行動力のことです。ただ、「勇」だけではリーダーになれません。

礼儀も正義もない「勇」は「畜勇」になりがります。

その前に「礼」から「義」までを身に付け、そのうえで「勇」があつて、初めてリーダーとして完成していきます。

以上の、「礼・智・信・義・勇」のいずれか、または全部の武器を身に付けることで、世の中の役に立ち、「公的幸福」につながります。

「人徳ある人」「人格者」と言われるリーダーを目指しましょう。

令和8年度税制改正に関するアンケート調査結果報告

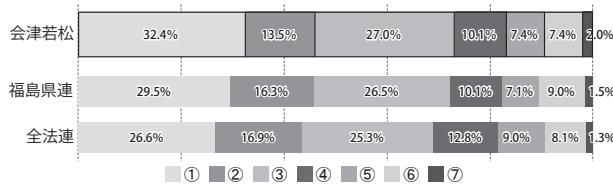
(公財)全国法人会総連合では、令和8年度税制改正に関する提言事項の策定にあたり、皆様の意向を把握するための重要な参考資料としてアンケート調査を実施いたしました。

お忙しい中、アンケートにご協力いただきました会員の皆様に厚く御礼申し上げます。
アンケート調査の結果を次の通りご報告いたします。

問1 中小企業向け税制

令和8年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制（法人税関係）で特に重視すべき点について、以下より3つ以内で選んで下さい。

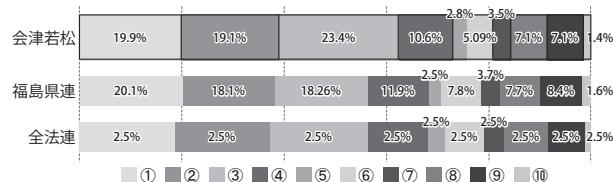
- ① 法人税の軽減税率の特例（15%）の本則化等
- ② 設備投資・研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他



問3 消費税／インボイス制度①

課税事業者の方にお聞きします。インボイス制度が導入されて2年目になりますが、どのような負担が増えたと思いますか。以下より3つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

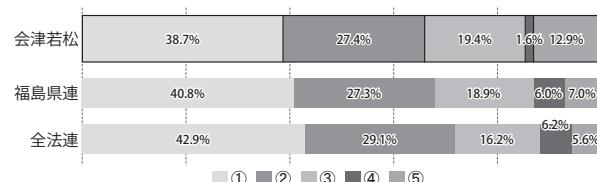
- ① 取引先が適格請求書発行事業者かどうかの確認作業
- ② 受領した請求書等がインボイスの要件を満たしているかの確認作業
- ③ インボイスの要件を満たしていない請求書等を受領した際の対応
- ④ 会計帳簿の記入や会計ソフトの操作
- ⑤ 従業員への社内教育・研修
- ⑥ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑦ インボイス処理に伴う設備等への負担増
- ⑧ 消費税の申告・納税にかかる事務負担増
- ⑨ 特に問題なく対応できている
- ⑩ その他



問5 所得税／基礎控除等

今回の税制改正では、物価上昇局面における税負担調整の観点から所得税の基礎控除が58万円に、そして就業調整にも対応する観点から給与所得控除の最低保障額が65万円に引き上げられ、所得税が課税されない給与収入額が103万円から123万円（年収200万円以下は160万円）に拡大されます（令和7年2月時点）。国民民主党はさらなる引き上げ（178万円）を求めていますが、このことについてどう考えますか。

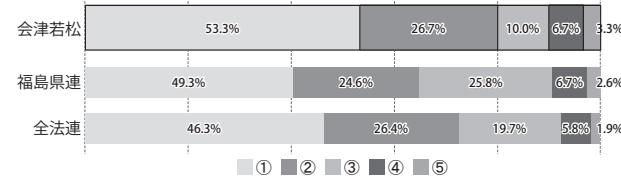
- ① 国民の手取りを増やすため、課税最低限をさらに引き上げるべき
- ② 安定財源を確保するのであれば、課税最低限のさらなる引き上げに賛成
- ③ 今回の改正で十分である
- ④ 課税最低限の引き上げには反対
- ⑤ その他



問2 企業の賃上げ

政府は「物価上昇に負けない賃上げを定着させる」こととしており、引き続き、中小企業の賃上げが大きな課題となっています。あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

- ① 賃上げをする
- ② 賃上げを検討したい
- ③ 賃上げは難しい
- ④ 賃上げをするか決めていない
- ⑤ その他



問4 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方にお聞きします。今後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください（免税事業者の方は、空欄のままで結構です）。

- ① これまでと変わりなく取引を行う
- ② 課税事業者ではない取引先とは、すでに取引を抑制等している
- ③ 免税事業者からの課税仕入れを80%控除できる令和8年9月末日までは取引を行うが、それ以降は取引を再考したい
- ④ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後は取引を再考したい
- ⑤ 簡易課税を適用しているので、免税事業者との取引でも影響はない
- ⑥ その他

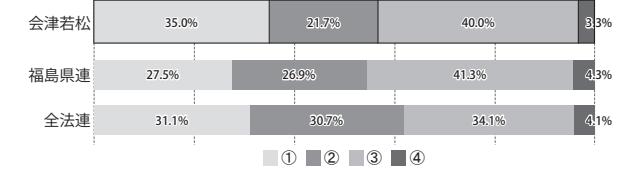


なお、2年間に限り、年収に応じて基礎控除に上乗せする措置が講じられ、上乗せ額は①年収200万円超475万円以下は30万円②475万円超665万円以下は10万円③665万円超850万円以下は5万円となります（令和7年2月時点）。

問6 厚生年金の適用範囲の拡大

パート等が就労調整を行う要因の一つとして、社会保険や税制上の扶養に影響する「年収の壁」があると言われています。さらに、最低賃金の引き上げにより、扶養の範囲内で働くには就労可能時間が今までより少なくなってしまうことから、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題となっています。あなたの会社においてパート等の就労調整による影響について、お聞かせください。

- ① 人材を確保するためにはやむを得ない
- ② 企業負担が増えるので反対である
- ③ この段階では判断できない
- ④ その他



- 会津若松－会津若松法人会会員集計
- 福島県連－県内の法人会会員集計
- 全法連－全国の法人会会員集計

 <p>理事長 添 田 英 幸</p> <p>会津信用金庫</p> <p>FAX 0242-21-1755-6655 〒965-0351 会津若松市馬場町二番十六号</p>	 <p>理事長 菊 地 武</p> <p>会津商工信用組合</p> <p>FAX 0242-21-1755-6655 (代) 〒965-0351 会津若松市中央一丁目一番三 http://www.aizushinkin.com/</p>	<p>AIZU TRANSPORTATION</p> <p>運 會津通運</p> <p>URL : http://aizu-lsuun.co.jp/</p> <p>代表取締役 社長 渡邊 拓也</p> <p>e-mail : takuya_watanabe@aizu-lsuun.co.jp</p> <p>會津通運株式会社 〒965-0052 福島県会津若松市町北町大字始字見島83番地 TEL 0242-22-4373 FAX 0242-25-0611</p>
 <p>代表取締役社長 四 家 邦 博</p> <p>会津自動車工業株式会社</p> <p>FAX 0242-21-1272-2122-3105 〒965-0005 会津若松市一箕町太田新築字郷之原二二二 三代四</p>	 <p>暑中お見舞い 申し上げます</p>	 <p>株式会社 会津電気工事</p> <p>代表取締役 佐藤脩一</p> <p>ISO9001:2015 JSAQ1312</p> <p>ISO14001:2015 JSAE791</p> <p>〒965-0841 福島県会津若松市門田町大字吉字小金井38番地3 TEL 0242-27-1460 (代) FAX 0242-27-1362</p>
<p>早戸温泉・つるの湯</p> <p>早戸温泉つるの湯企業組合 代表理事 佐久間 源一郎</p>  <p>源泉かけ流し・天然薬湯100% 千二百年の名湯が日帰り温泉 湯治施設、食堂も完備 飲泉療養にも適合しました</p> <p>〒969-7406 福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平888 TEL 0241-52-3324 FAX 0241-52-3324</p>	 <p>菅家忠洋</p> <p>会津土建株式会社</p> <p>代表取締役社長</p> <p>2024年優 国土交通省 工事成績優秀企業 名様地主賞</p> <p>FAX 0242-21-1955-0000 〒965-0873 福島県会津若松市追手町五二二 二九五九〇〇二</p> <p>i-Construction</p>	 <p>株式会社 会津不動産商会</p> <p>Aizu Real Estate Agent Inc.</p> <p>代表取締役 伊 東 邦 彦 Itoh Kunihiko</p> <p>創業昭和13年 会津の老舗不動産屋さん 福島県知事(16)第50043号</p> <p>〒965-0877 福島県会津若松市西栄町8番34号(葵高校正門前) TEL (0242) 27-0318 (代) FAX (0242) 27-0343 携帯 090-1936-8789 E-mail:area110@nifty.com</p>
<p>AM 株式会社 会和工務店</p> <p>福島県知事許可 特・般-28 第 15628 号</p> <p>代表取締役 内 川 健 一</p> <p>〒965-0102 福島県会津若松市真宮新町北1丁目7番地 TEL 0242-58-3388 (代表) FAX 0242-58-3390</p> <p> 社員の和 お客様との和 地域社会との和 を大切にします</p>		

民間車検場
自治労、教職員共済、全労済 指定工場
(有)五十嵐自動車整備工場
代表取締役 五十嵐 正 義

福島県耶麻郡猪苗代町大字千代田字ドウケ33-1
TEL 0242-62-3325
自宅 62-2325
FAX 0242-62-3045

伝承された日本の美と心を伝える
仏壇・仏具・位牌の総合メーカー
株式会社 小野屋漆器店
代表取締役 小野 隆市

本社 福島県会津若松市インター西56番地4
965-0059 電話 (0242) 24-4040㈹
FAX (0242) 37-2862

税理士法人キロル
斎藤事務所
社員 / 税理士
斎藤 章一
SAITO Shioichi
〒969-6533
福島県河沼郡会津坂下町字台ノ下 751-4
電話 (0242) 85-6378 FAX (0242) 85-6379
携帯 090-4559-6268

株式会社 佐藤電設 SATOH
【保有資格】
1級電気工事施工管理技士
1級管工事施工管理技士
1級土木施工管理技士

代表取締役 佐藤 春幸
Haruyuki Sato
本社 〒969-6551
(0242) 83-0043 (代表)
(0242) 83-0086
wildsato7.5@sato-densetsu.co.jp

経営革新は自己革新から
TKCコンピュータ会計

有限会社 遠藤総合経営センター
代表取締役 遠 藤 久

事務所 〒965-0046 福島県会津若松市八日町2番15号
TEL (0242)32-1960(代) FAX (0242)32-4644
E-mail : e@tkcnf.or.jp
URL : <http://www.tkcnt.com/endouzeirishi>

奥会津昭和村
からむんの里 金子建設株式会社
代表取締役 金子 保彦

本社 福島県大沼郡昭和村大字喰字松木平727
TEL (0241) 57-2211
FAX (0241) 57-2213
E-mail : yasuhiko@sw-kaneko.com

税理士法人キロル

代表社員 / 税理士
鈴木 義文
SUZUKI Yoshifumi
〒965-0053
福島県会津若松市町北町上荒久田字鈴木 152
電話 (0242)23-7145 携帯 090-9039-5321
FAX (0242)23-7146 E-mail gibun-5-@kjc.biglobe.ne.jp

ISO9001 ISO4001 認証取得
佐久間建設工業株式会社
〒969-7406
福島県大沼郡三島町大字早戸字湯ノ平687番地
Phone:0241-52-3111/Fax:0241-52-3320
E-mail:iwao-s@sakuma-k.co.jp
URL <https://www.sakuma-ci.com>

THE BF CAMERA
MADE IN AIZU, JAPAN



SIGMA



TSUCHIDA 碎石・砂利・洗砂・山砂販売

代表取締役 渡 部 浩

〒969-6503
福島県河沼郡会津坂下町大字宇内字中子山4007番地
TEL 0242 (83) 2271
FAX 0242 (83) 2282



鶴城みそ・キンタカサゴしょうゆ

会津 高砂屋商店

代表社員
社長 桑原 勇

〒969-6539
福島県河沼郡会津坂下町宇古市141
TEL (0242) 83-2032
FAX (0242) 83-0424
URL <http://www.kintakasago.com/>
E-mail isamu@kintakasago.com



TSC グループ

代表取締役
社長 田 崎 幸 男

トーホクサービス(株) (株)トーホク
(株)OFFICE TASAKI (株)TSC
L&Bトーホクビル

天鏡 株式会社

小さなまちから、世界へ

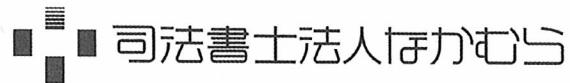


COO チーフブレンダー

成田 恵 一

E-mail keiichi-n@tenkyo.jp
携帯電話 080-1853-0948

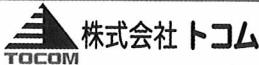
・天鏡蒸溜所：〒969-3302 福島県耶麻郡磐梯町大字更科字中曾根平6841-11
TEL.0242-73-2411 Fax.0242-73-2412
・榮川酒造：〒969-3302 福島県耶麻郡磐梯町大字更科字中曾根平6841-11
TEL.0242-73-2300 Fax.0242-73-2586

司法書士 中村 達也
司法書士 中村 祥平

TEL 0242-28-2187 (事務所)



何か困ったことがあつたら、まずはお電話下さい。☎ 0120-454-527



代表取締役社長

室井 英樹 Hideki Muroi

●株式会社トコム
〒965-0009
会津若松市八角町1番23号
TEL:0242-24-6792(代表)
FAX:0242-32-5268
URL:<http://www.aizu.ne.jp/tocom>
E-mail:hideki_muroi@tocom-gw.aizu.ne.jp

●株式会社トコム 会津本社 開発事業部
TEL:0242-39-2510
●株式会社トコム 会津本社 教育事業部
TEL:0242-32-0242 FAX:0242-32-5268
●株式会社トコム 東京支店
TEL:042-645-2398



Rhythm & Balance

代表取締役 星 賢一
Kenichi Hoshi

坂下電子光学株式会社

□本社工場 〒969-6541 福島県河沼郡会津坂下町字四十石348-1
TEL.0242-83-3821 FAX.0242-83-4778
E-mail:kenhoshi@bangedensi.jp <http://bangedensi.jp>

NZR 株式会社野尻金属

エコアクション21
認証登録番号0002522

代表取締役

社長 野尻 勝志

本社・会津事業所 〒969-6207 福島県大沼郡会津美里町字宮里21
TEL 0242-55-0071 FAX 0242-55-0072
川崎事業所 〒210-0854 神奈川県川崎市川崎区浅野町6-4
TEL 044-333-1105 FAX 044-355-9958
<http://www.nzr.co.jp>

この名刺は樹脂化を活用しております。

有限会社 マルイ塗装

知事許可(般-4)第20509号
(一社)日本塗装工業会会員
福島県塗装協会会員

建築塗装・鋼構造物塗装・建築改修工事・区画線・標識・交通安全施設

代表取締役 伊藤 正治



事務所
〒965-0001 会津若松市一箕町松長一丁目17-60
TEL (0242)32-0017 FAX (0242)32-1701
携帯 090-5351-4468
E-mail masaharu-i@marui-paint.com
URL <http://marui-paint.com>



株式会社 マコト精機

冷間ロール成形機および付帯設備の設計製作
機械及び電気制御の設計製作、メンテナンス

代表取締役

古川 信吾

福島県会津若松市河東町広田字塩新237番地
〒969-3471 TEL (0242) 75-2828(代)
FAX (0242) 75-3302(営業・技術)
[URL :http://www.makotoseiki.co.jp](http://www.makotoseiki.co.jp)
E-mail :furukawa-e@makotoseiki.co.jp

紙 丸善商事株式会社

代表取締役社長

武藤公一

本社 〒965-0027 福島県会津若松市花畠東3番20号
Tel. 0242-32-2111(代表) Fax. 0242-32-2131
携帯 090-2277-8520
E-mail:muto@pax-maruzen.com

非木材紙を使用しています

Maruka Aizu
Fruits and Vegetables

代表取締役社長

渡部 稔

Minoru Watanabe



これからも、会津で刻みたい笑顔の歩み。

丸果会津青果株式会社

会津若松市公設地方卸売市場

〒965-0006 会津若松市一箕町鶴賀舟ヶ森東 480

有限会社 矢木石材店

矢木 尚彦

〒965-0812 会津若松市慶山二丁目3番16号
TEL・FAX (0242) 28-1673
携帯 090-5235-4127
Email:yagi.sekizaiten@gmail.com



「生きる」を創る。

アフラック募集代理店 公式アカウント

マルトミ商事株式会社

代表取締役

高橋 敏

SUSUMU TAKAHASHI

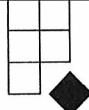
〒965-0878 福島県会津若松市中町2番85号
TEL 0242(26)5511 FAX (26)5512
フリーダイヤル 0120-157013
E-mail: gahoken@marutomi.co.jp
携帯 070-5321-5514



山本商事株式会社

代表取締役社長 山本 真一

〒965-0059
本社 会津若松市インター西29番地
TEL (0242) 24-4561(代)
FAX (0242) 25-0956
E-mail shinichi-yamamoto@ysa.co.jp



取締役会長

天野 俊彦

赤べこ発祥の地
会津柳津町

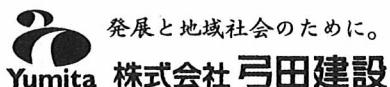
一般社団法人 福島県測量設計業協会員
本社 〒969-7209 福島県河沼郡柳津町大字細八字下平22
電話 (0241) 42-3387番
FAX (0241) 42-3430番
Eメール: info@yanasoku.co.jp

公益社団法人 会津若松法人会

経理研究部会長 小柴繁徳

青年部会長 坂田敦志

女性部会長 土屋みよ子



福島県次世代育成支援企業認定マーク

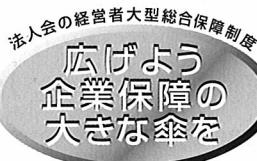
代表取締役 弓田八平

本社 〒965-0057 会津若松市町北町大字藤室字藤室721-1
TEL. 0242-32-0311 FAX. 0242-24-0087
郡山営業所 〒963-8833 郡山市香久池2丁目10-13
TEL. 024-973-8355 FAX. 024-973-8356
URL <https://www.yumita.co.jp>

法人会会員のみなさまに

keep moving
forward

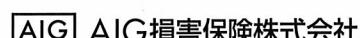
数多の人を累いた道。
これからも前進を。



法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。想いをつないで50年。これまででも、これからも企業の繁栄をサポートしつづける経営者大型総合保障制度です。



郡山支社 会津営業所/
福島県会津若松市大町2-14-26
(長谷川ビル3F)
TEL 0242-32-2442



郡山支店/
福島県郡山市虎丸町24-8
(AIG郡山ビル3F)
TEL 024-933-6211

電子申告で効率UP!

国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら国税に関する申告や
納税、申請・届出などの手続が
インターネットで行えます。



納税には ダイレクト納付が便利です！

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。 ※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

所得税など個人の確定申告書を作成される方へ ～確定申告はご自宅からマイナンバーカードでe-Tax～

国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、スマートフォン
やパソコンで申告書を作成することができます。

作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取り対応
スマートフォン（又は、ICカードリーダライタ）を準備すれば、スマート
フォン（又は、自宅のパソコン）からe-Taxで提出できます。

さらに、マイナポータルと連携することで、給与情報や控除証明書等の
データが自動入力でき、申告書の作成がさらに便利になります。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが！

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定期限から5年間、
税務署から書類の提出
又は提示を求められるこ
とがあります。



作成コーナー
はこちら

マイナポータル連携
の詳細はこちら



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくはWEBへ

イータックス 検索

